

代議員選挙規程の改訂についての臨時措置についての理事会決議

2024年10月12日

代議員選挙規程は社員総会の議決事項であるが、前回代議員選挙時も負担が大きいという声も聴かれた。できるだけ支部役員の負担なく、しかし、支部会員の総意を反映する方法で代議員を選出することが必要だと考えられる。よって、緊急避難的に次のように決議する。

1. 以下の「代議員選挙規程改定案」を理事会の臨時措置として決議し、2025年度代議員選挙を実施する。
2. 2025年度社員総会で正式に改定案を議決する。ただし、2025年度社員総会でこの改訂が否認された場合は、9条5項を使用して選出した代議員については、もともとの規程を用いての代議員選挙のやり直しを行う。

代議員選挙規程改定案

第9条第5項を挿入する

(選挙の方法)

第9条 各支部に属する正会員は、一人1票による投票によって代議員の選出を行うものとし、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選定する。ただし、立候補者が当該選挙区の定数を超えないときは、一人一人の信任投票を行う。

2 定数以上の候補者が同数の得票であった場合は、同数であった候補者に対して抽選によって決する。

3 投票は、郵送または電子投票によって行うこともできる。

4 選挙管理委員は、投票終了後直ちに開票作業を行わなければならない。

5 前4項の規程にかかわらず、支部総会の決議によって、選挙の方法を変更することが出来る。その場合も、代議員の決定が支部総会の総意であると言うことが確保される必要がある。

説明としては、選挙期日がすべて支部総会内で完結していても支障ないこと(つまり、支部総会開始時に選挙管理委員が任命・承認され、直ちに立候補が受け付けられ、その支部総会の決議として代議員が承認されておればよい)ということである。